

令和3年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料2-1

国庫補助金等における事業計画の事後的評価について

1. 趣旨

- 次の二つの国庫補助金・交付金については、国が策定した「事後的評価実施要領」に基づき、補助事業年度の翌年度に、都道府県（補助事業者）が、今後の効果的かつ適切な事業運用を図る観点から事業内容を自己評価し、その評価結果について、第三者（県保健医療計画推進会議）において事後的評価を受けることが求められている。

（1）医療提供体制施設整備交付金

- ・ 救命救急センター施設整備事業、医療施設耐震整備事業 など

（2）医療提供体制推進事業費補助金

- ・ ドクターヘリ導入促進事業、周産期母子医療センター運営事業 など

自己評価結果と今後の予定

2. 自己評価の結果（令和2年度補助事業）

- 医療提供体制施設整備交付金は、 **資料2-2**のとおり
- 医療提供体制推進事業費補助金は、 **資料2-3**のとおり

3. 今後の予定（令和3年度）

- 9月24日 第2回県保健医療計画推進会議にて自己評価に係る第三者協議
- 10月中旬 厚生労働省あて評価結果（**資料2-2**、**資料2-3**）の提出

※国策定の「事後的評価実施要領」では、補助事業年度の翌年度6月30日までに翌年度の交付申請書に添えて評価結果を厚生労働省に提出することとなっている。（9月末以降に提出することについて国了承済）

※評価結果の未提出や本補助金が適切に運用されていないと判断される場合には、翌年度以降に係る補助金の算定について、一定の減算等の措置を行うこととされている。

(参考) 事後的評価実施要領 (抜粋)

■ 医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価実施要領 (抜粋)

第2 評価の方法

都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果(評価書)の様式及び公表方法等を定めるものとする。

第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出

評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果(評価書)を公表するとともに、翌年度の交付金の申請書に添えて(翌年度に交付金の申請を行わない場合は、翌年度6月30日までに)、評価結果(評価書)を厚生労働省に提出するものとする。

■ 医療提供体制推進事業費補助金における事業計画の事後的評価実施要領 (抜粋)

第2 評価の方法

都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果(評価書)の様式及び公表方法等を定めるものとする。

第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出

評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果(評価書)を公表するとともに、翌年度の補助金の申請書に添えて(翌年度に補助金の申請を行わない場合は、翌年度6月30日までに)、評価結果(評価書)を厚生労働省に提出するものとする。